

第22期第7回福岡県豊前海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和4年10月26日（水） 14：00～

2 場 所 福岡県水産海洋技術センター豊前海研究所
豊前市大字宇島76-30
電話 0979-82-2151

3 議 題

(1) 第22期第2回周防灘三県連合海区漁業調整委員会の結果について
(報告)

資料1

(2) 小型機船底びき網（手繰三種けた網）漁業許可について（報告）

資料2

(3) その他

第 2 2 期第 2 回周防灘三県連合海区漁業調整委員会

日 時 : 令和 4 年 8 月 9 日 (火) 午後 2 時 0 0 分から

場 所 : 山口県庁 1 0 階漁業調整委員会室

(山口県山口市滝町 1 番 1 号)

豊前海水産会館

(福岡県京都郡苅田町磯浜町 1 丁目 2 番

6 号)

大分県庁舎本館 2 2 会議室

(大分県大分市大手町 3 丁目 1 番 1 号)

※各県毎の会場からウェブ上で委員会に出席

次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 議 事

第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の操業始期
について

第 2 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延な
わ漁業の操業調整に関する委員会指示について

4 その他

5 閉 会

第 1 号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業の 操業始期について（案）

共通海域においては「11月10日」からとする。

専管海域においては、大分県が「10月8日」、福岡県が「11月8日」、山口県が「11月10日」からとする。

第2号議案 周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業と ふぐ延なわ漁業の操業調整に関する委員会指示について (案)

4 三県連漁調指示第1号

周防灘における小型機船底びき網手繰第三種漁業とふぐ延なわ漁業との円滑な操業調整を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、下記のとおり指示する。

令和4年 月 日

周防灘三県連合海区漁業調整委員会
会長 本庄 新

記

周防灘における山口・福岡・大分三県間の小型機船底びき網漁業の調整に関する協定（令和3年8月2日、山口・福岡・大分三県知事間で締結された協定）に基づく共通海域のうち、次に掲げる適用海域内における小型機船底びき網手繰第三種漁業（共同漁業権に基づく手繰第三種漁業を含む。以下同じ。）とふぐ延なわ漁業の操業について次のように定める。

1 適用海域

次の、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ5直線によって囲まれた区域

点の位置

イ 旧周防灘航路第2号灯浮標（世界測地系：北緯33度49分22秒、東経131度23分39秒）

ロ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）

ハ 旧周防灘航路第4号灯浮標（世界測地系：北緯33度47分18秒、東経131度35分27秒）と山口県周南市大津島五ツ島を結んだ線と、次のニの点と、大分県東国東郡姫島村丸石鼻突端と山口県光市室積村杵崎西端を結んだ線と山口県防府市佐波島頂上と山口県熊毛郡上関町小祝島西端を結んだ線との交点を結んだ線との交点

ニ 山口県防府市タズノ鼻突端と大分県東国東郡姫島村観音埼突端を結んだ線と、山口県防府市竜ヶ崎突端と大分県国東市国見町竹田津琵琶埼突端を結んだ線との交点

ホ ニの点と山口県宇部市丸尾崎東端と大分県宇佐市長州漁港導流堤灯台を結んだ線と山口県宇部市旧宇部岬漁港西防波堤燈柱跡に設置した標柱と大分県東国東郡姫島村三ツ石鼻西端を結んだ線との交点を結んだ線と、

山口県防府市佐波島頂上とイの点を結んだ線との交点

2 漁業種類及び期間

11月 日から11月30日までの間、上記適用海域内における操業は次のとおりとする。

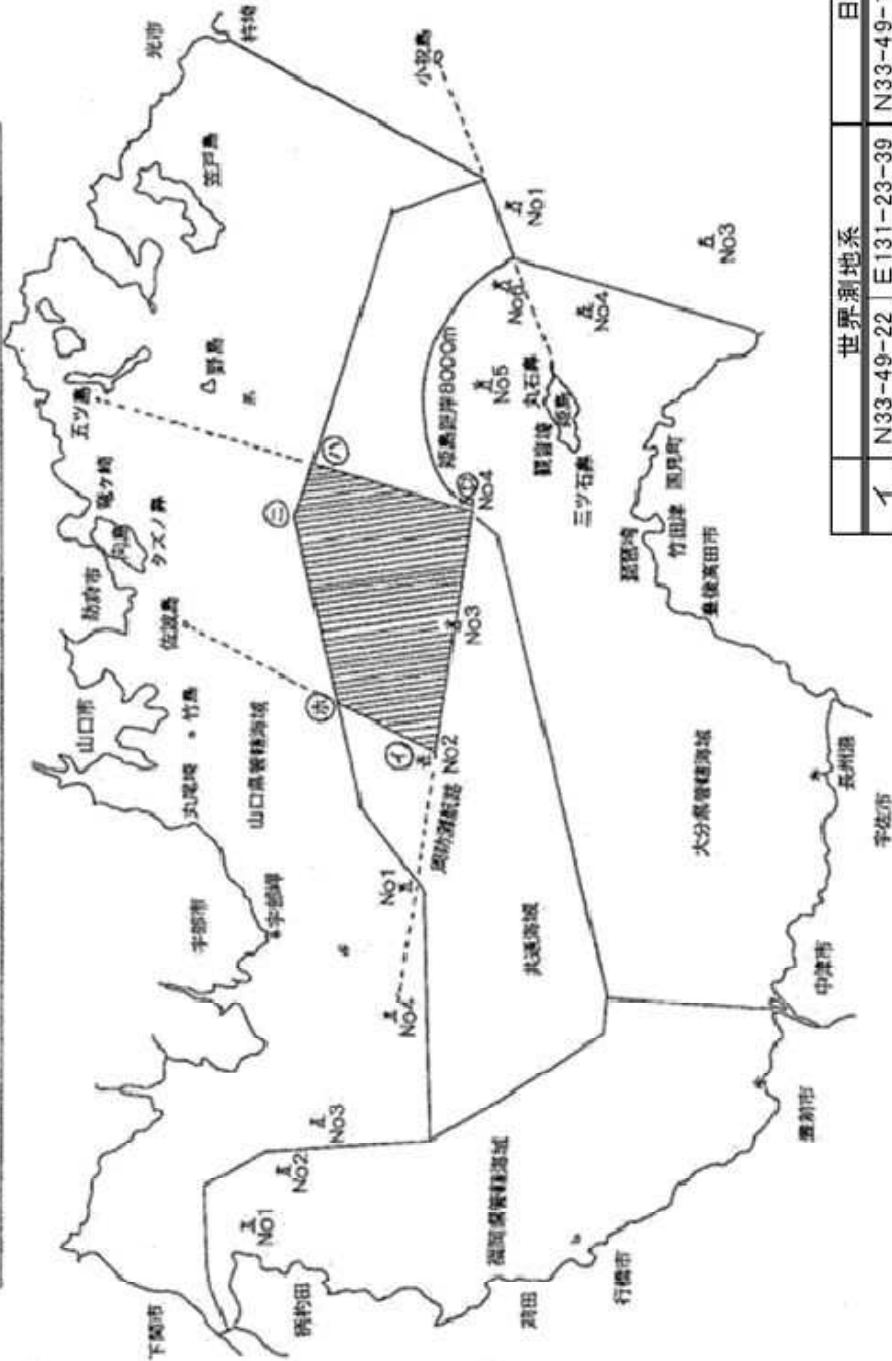
イ 小型機船底びき網手繰第三種漁業にあつては、毎日午前6時30分から午前11時30分までの間は操業してはならない。ただし、日曜日についてはこの限りでない。

ロ ふぐ延なわ漁業にあつては、毎日午前11時31分から午後7時00分までの間は操業してはならない。

3 指示の期間

令和4年11月 日から令和4年11月30日まで

周防灘共通海域における小型機船底びき網手繰第3種漁業とふぐ延縄漁業の操業調整海域参考図



	世界測地系	日本測地系
イ	N33-49-22 E131-23-39	N33-49-10 E131-23-48
ロ	N33-47-18 E131-35-27	N33-47-06 E131-35-36
ハ	N33-53-22 E131-38-05	N33-53-10 E131-38-14
ニ	N33-54-06 E131-35-31	N33-53-54 E131-35-40
ホ	N33-52-54 E131-26-31	N33-52-42 E131-26-39

小型機船底びき網（手繰第三種けた網）漁業許可方針

1 制限措置に関する事項

(1) 許可枠及び住所要件

許可する船舶等の数の上限	住所要件
なし	北九州市門司区、同小倉南区、京都郡 苅田町、行橋市、豊前市、築上郡築上 町、同吉富町

(2) 船舶の総トン数

5トン未満

(3) 推進機関の馬力数

48kW（調整15）以下

(4) 操業区域

周防灘三県漁業協定書第4条に規定された福岡県知事の管轄海域（以下「管轄海域」という。）及び共通海域（以下「共通海域」という。）

(5) 漁業時期

11月8日から翌年4月20日まで

(6) 漁業を営む者の資格

小型機船底びき網（手繰第二種えびこぎ網）漁業の許可を受有している者

2 許可の有効期間

5年又は一斉更新までの残存期間とする。ただし、漁業違反が多発する場合等、漁業調整のため必要な限度において、福岡県豊前海区漁業調整委員会の意見を聴いて、5年より短い期間を定めることがある。

3 条件

(1)a、b、c、d、e及びfを順次に結ぶ線以西で操業してはならない。

a 北九州市門司区部埼灯台と山口県山陽小野田市大字郡旧宮崎鼻南端（北緯33度59分42秒、東経131度8分1秒）とを結ぶ線の中央点

b 北緯33度56分59秒、東経131度2分38秒の点（旧下関南東水道1号灯浮標）

- c 北緯 33 度 52 分 3 秒、東経 131 度 2 分 19 秒の点（旧井ノ浦港沖灯浮標）
- d 北緯 33 度 48 分 27 秒、東経 131 度 2 分 13 秒に設置された灯浮標（灯質 F 1 R 4 s）
- e カと築上郡築上町築城航空灯台とを結ぶ直線と、クと宇島港西 3 号防波堤灯台とを結ぶ直線との交点
- f 大分県と福岡県との最大高潮時海岸線における境界点から真方位 6 度 15 分、5000メートルの点

(2)管轄区域において、次の期間は操業してはならない。

3月16日から4月20日まで

(3)共通海域において、次の期間は操業してはならない。

11月8日から11月9日まで

ただし、周防灘三県漁業協定書8条により規制された海域（ク、ケ、コ、サ、ヌ、ネ、ツ、タ、ソ及びクを順次に結ぶ線によって囲まれた区域）については、次の期間は操業してはならない。

11月8日から11月9日まで

3月19日から4月20日まで

(4)区画漁業権漁場及びます網の周囲200メートル以内の区域で操業してはならない。

(5)とり貝を採捕する場合は、けたのつめの間隔は5センチメートル以上でなければならない。

(6)午後4時から日の出までは操業してはならない。

4 申請者の添付書類等

なし

5 資源管理の状況等の報告

許可を受けた者は、翌月の末日までに報告すること。

6 その他

毎年、周防灘関係県及び周防灘三県連合海区漁業調整委員会で漁業時期について

協議を行う。

附 則

この許可方針は令和 2 年 1 2 月 1 日から施行する。